

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第19回 香港

2023年 1月

香港の税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	11
PE課税	12
税務調査および異議申立て・税務訴訟	13
ホットトピック	14

税制概要



- 香港は中華人民共和国の特別行政区である。
- 2017年7月1日にイギリスから中国に返還され20年を迎えた。一国二制度の下で、法の支配と、行政府と立法府から独立した司法に基づくコモン・ローが導入されている
- 言語：中国語、英語
- 通貨：香港ドル（HKD）
- 居住法人：課税年度内において香港でマネジメント機能および管理支配を有する法人
- 居住法人の課税所得の範囲：香港領域内において稼得した所得（香港源泉事業所得）
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：香港税務当局（Inland Revenue Department；IRD）

法人所得税

税率

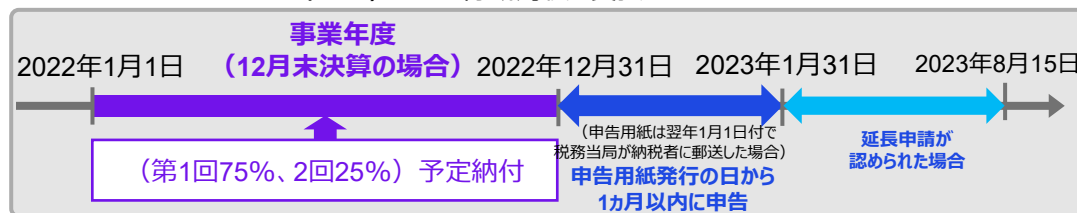
税率は二段階課税。（2018年3月29日より香港税務改正条例が公示）
HKD2百万までは**8.25%**で、HKD2百万超には**16.5%**。

課税年度

会計年度

申告納付期限

申告期限は原則、税務当局が発行する申告書の発行日より1ヵ月以内。ただし、数ヵ月の延長申請も可能（12月末決算の場合は、翌年8月中旬までの申告期限の延長が認められる）。申告の約1ヵ月後に納税額が記載された賦課決定通知書が発行される。通常、賦課決定通知書に記載された期日までに確定税額および翌年予定納税額の75%を支払い、残額（25%）はその約3ヵ月後に支払う。



事業を展開する際に生ずるその他の主な税、年金保険制度

不動産所得税 (Property tax)

- 土地建物の所有者が得る家賃収入に対して課される
- 税率15%（ただし、賃貸収入額20%相当額の法定控除が認められ実効税率は12%）

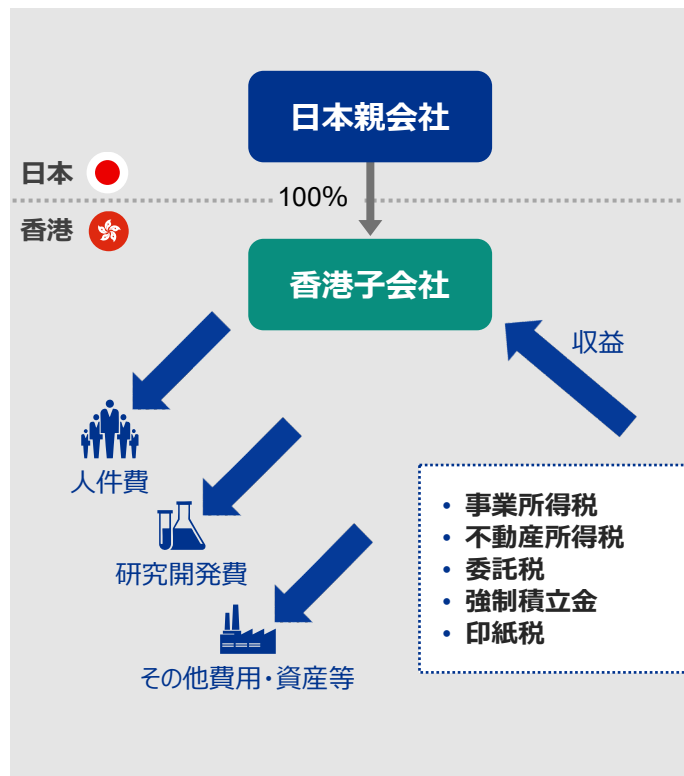
強制積立金制度 (退職金)

雇用主は従業員の給与の5%を登録されたMPF（Mandatory Provident Fund）運営会社に預託することが義務付けられている。

印紙税

株式の譲渡：譲渡日における株式の価値の0.26%（売り手側0.13%+買い手側0.13%）（ただし、グループ内でのリストラクチャリングのための株式譲渡については、一定の要件充足で免除申請が可能）。

事業課税（事業期間中）（1／2）



事業所得税

税率	16.5%（二段階課税：8.25%、16.5% 前項参照）
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出。
欠損金	繰越期限 無期限
	繰戻し 適用なし
キャピタルゲイン・ロス	- キャピタルゲインは原則非課税。ただし、投機取引より生じた利益については事業所得税の対象となる可能性がある - キャピタルロス、損金不算入となる
中間納付	通常、確定税額および、翌年予定納税額の75%を第1回納税予定時期に、残り25%を第2回納税予定時期に支払う。なお、確定税額は事業所得税申告書の提出後、税務当局から賦課決定通知書が送付され、当該通知書に当期の確定税額および翌年予定納税額が記載されている。
事業所得税債務の時効	- 納税者が提出すべき申告書が未申告で未納である場合：6年間 - 税金詐欺や脱税行為による未納となっていた場合：10年間 - 納税者が香港から離れる場合：無期限
連結納税制度	なし
税制改正	改正の時期は決まっていない。

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法	
会計上の税引前当期利益※	
(+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 例：未払税金 会計上の減価償却費 (-) 益金不算入項目 例：香港子会社からの配当 (-) 損金算入項目 例：適格研究開発費の一定割合 税務上の減価償却費など	
当期課税所得	
(-) 税務上の繰越欠損金	
課税所得	
(-) 企業所得税率	
法人税額	
(-) 源泉税額	
(-) 中間納付税額	
差引法人税額	
企業所得税の計算上注意を要する項目	
一般原則	- 事業活動からの所得と、香港内で生じ、または香港でもたらされた所得が課税対象（香港領域外源泉所得は課税対象外であり、その所得に対応する費用も税務上損金算入されない。） - 会社の事業目的を達成するために生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、特別に法で認められた場合にのみ損金算入可能となる - キャピタルゲイン・ロスは課税対象外
損金算入費用	- 事業目的を達成するために生じた事業支出等（以下は例） - 賃賃料 - 商標取得に係る費用
支払利子	- 下記のいずれかの借入れに対して支払った利子のみ損金算入可能 - 借入金が香港または海外の金融機関からであり、かつ、その借入金に対して借入する会社またはその関連会社の預金担保等が付いていない場合。関連会社の保証があっても問題なし - 借入金が金融機関以外からのものであり、貸し付け側の受取利子が香港で課税される場合 - 借入金が第三者からのものであり、その資金の使途が棚卸資産または償却資産の購入である場合 - 香港外の関連会社からの借入れに係る支払利子について、下記3つの要件充足で損金算入可能 - 通常グループ・ファイナンス事業の一環として香港外の関連会社から借入している - 香港外の貸手の受取利息に適用される税率が16.5%以上である - 貸手が利息を使用および享受する権利を有しており、貸手は第三者に当該利息を受け渡す法的または契約上の義務を有していない
研究開発費	一定の要件充足で、研究開発費のうち、最初のHKD200万に対し300%の損金算入、残額は200%の損金算入が認められる
ロイヤリティ	所得を稼得するために支払ったロイヤリティ費用は損金算入することができる
マネジメントフィー	本社で一定の管理機能を果たすことで現地支店や子会社に対して課される費用（マネジメントフィー）は、一定の要件充足で損金算入することができる
準備金および引当金	原則、準備金および引当金の基礎となる費用が生じた場合、損金算入することはできるが、当該準備金および引当金に係る負債に対する支払いが当該課税年度末において偶発的である場合、当該費用は税務上、損金不算入となる
寄附金	調整後当期利益の35%を限度として、政府指定の公益団体への合計HKD100以下でない寄附は損金算入される
受取配当	受取配当は、益金不算入となる
損金不算入の費用	- 個人的支出 - 資産的支出（減価償却費は除く）、キャピタルロス - 保険による回収可能な金額 - 非事業目的で使用された賃貸に係る賃料 - 未払税金（従業員への支払い済み給与と税は除く）

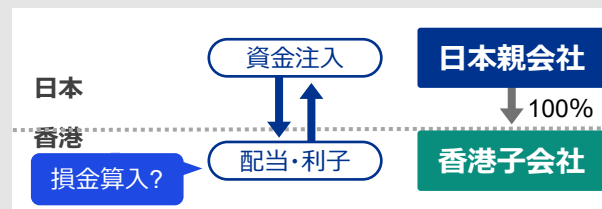
※香港国内において稼得した所得



事業課税（資金注入、資金還流時）

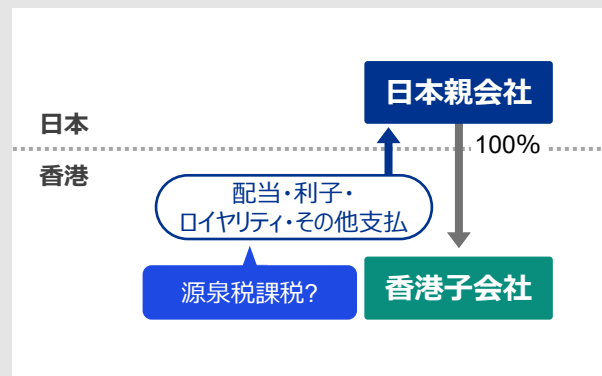
資金注入した 場合の留意点

- ・ 過少資本税制はない



利益の送金 および 関連者取引

- ・ 配当 : 0%
- ・ 利子 : 0%
- ・ ロイヤリティ : 4.95%
- ・ 日本への支払等については日港租税条約により下記のとおりとなる。（特典制限条項（LOB）はない）
 - ・ 配当 : 0%
（日港租税条約の制限税率は5%）
 - ・ 利子 : 0%
（日港租税条約の制限税率は10%）
 - ・ ロイヤリティ : 4.95%
（日港租税条約の制限税率は5%）
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない

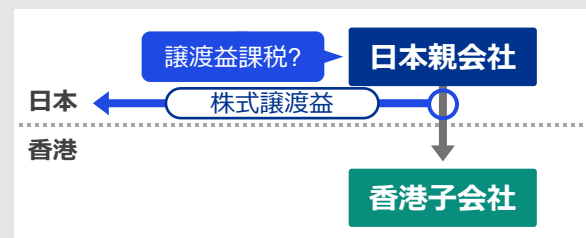


事業課税（撤退時）



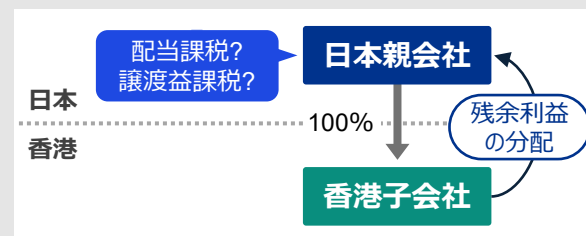
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 香港子会社の株式の譲渡から生じるキャピタルゲインは非課税となる
- ただし、投機目的で取引された株式の譲渡から生じるキャピタルゲインについては事業所得税が課される
- 日港租税条約では、資産の価値の50%以上が香港不動産により構成される法人の株式の譲渡につき香港の課税権を制限していない



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算時に生じるキャピタルゲインについては非課税となる
- また、清算時または清算後に株主に支払われる配当については非課税となる



納税要件・課税範囲



			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			香港源泉所得	香港源泉所得
投資先	居住法人	配 当 等	非課税	非課税
		株 式 等 の 譲 渡	譲渡利益 非課税（投機でないもの）	- 香港子会社の株式の譲渡から生じるキャピタルゲインは非課税となる - ただし、投機目的で取引された株式の譲渡から生じるキャピタルゲインについては事業所得税が課される - 日港租税条約では、資産の価値の50%以上が香港不動産により構成される法人の株式の譲渡につき香港の課税権を制限していない
			譲渡損失 控除できない。	
	非居住法人	配 当 等	非課税	
		株 式 等 の 譲 渡	譲渡利益 非課税（投機でないもの）	
			譲渡損失 控除できない	
国外支店の所得の取扱い			香港領域外から稼得する国外事業所得は、香港税法上、非課税となる。従って、国外支店の所得についても非課税となる。	
CFC課税			CFC税制はない。	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払いにかかる源泉税	配当：なし 利子：なし
従業員の雇用にかかる税務等	強制積立金制度（Mandatory Provident Fund：MPF） - 強制積立金制度は、企業、従業員の双方が積み立てを行う強制拠出型の退職金制度である - この制度の対象者は、原則、18～65歳の労働者であり、日本人駐在員など香港にて現地採用されていない外国人の加入は強制されない（香港永久居民を除く） - 雇用者と従業員はそれぞれ、当該従業員の毎月の給与の最低5%（月給30,000香港ドル以上の場合、強制拠出上限の1,500香港ドル）を、登録されたMPF運営委員会に委託する
付加価値税（VAT）	香港にVATはない。
印紙税	株式、債券、その他の証券の譲渡時に課される場合がある。 株式の譲渡：譲渡日における株式の価値の0.26%（売り手側0.13% + 買い手側0.13%）（ただし、グループ内でのリストラチャリングのための株式譲渡については、一定の要件充足で免除申請が可能）
デジタル課税	2020年3月27日に実務解釈指針第39号（改訂版DIPN39）を公表し、電子商取引等の税務上の取扱いに明確した。そのなかでは、電子商取引等において、利益が香港域内で獲得されたものか否かを判断するために当該利益を獲得するための中核となる業務と、それが行われた場所に焦点を当てている。

法人課税にかかる各種優遇税制措置



項目	対象企業	優遇措置内容
研究開発費 (Cap. 112 Inland Revenue Ordinance Section 16B)	2018年4月1日以降に生じた研究開発費	- 研究開発による支出を大区分（区分Aと区分B）に分類し、一定の要件充足で損金算入が認められる ➤ 区分A： - 概要：基本的に研究開発に支出額の100%が損金算入の対象となる - 支出の対象範囲：香港域外、または一部香港域外で行われる研究開発活動に関連する場合、当該支出のうち一定割合が損金算入対象となる ➤ 区分B： - 概要：研究開発費支出額について2段階で損金算入額が拡大 ✓ 200万香港ドルまで：300% ✓ それを超える金額：200% - 支出の対象範囲：関連する研究開発活動が完全に香港域内で実施される場合のみ対象となる
香港CTC制度 (Cap. 112 Inland Revenue Ordinance Section 14C–14F)	香港に所在するコーポレート・トレジャリー・センター（香港財務統括会社（香港CTC））	2016年4月1日以降、香港CTCに対する税務上の優遇税制として、一点の要件を満たす適格香港CTCについて優遇税制（16.5%→8.25%）の適用が可能となる - また、香港外の関連会社の借り入れに係る支払利息について、一定の要件を満たす場合、適格CTCに限定せず、損金算入が可能となる

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、香港での事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接香港で裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社が香港税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、香港における税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む - 撤退時に、子会社の株式を譲渡することも可能で柔軟な対応ができる	- 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる - すべての会社は、公認会計士による会計監査が義務付けられている - 会社は必ず秘書役（カンパニーセクレタリー）を選任しなければならない
支店	- 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、香港の課税所得から控除できる - 会計監査の義務がない	- 日本本社が支店の債務について直接責任を負うこととなるため、香港の裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる - 税務上の居住法人とならないので、新会社に対する免税措置などの恩恵を受けられない
駐在員事務所	- 駐在員事務所設立にあたっては、商業登記局（Business Registration Office）に商業登記料と合わせて登録申請を行う必要がある - 駐在員事務所は営業活動を行わないため、課税所得は発生せず、事業所得税の申告は必要ない	- 香港での活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる - 実際に香港国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうか等の判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。駐在員事務所の活動によっては、その登録が抹消されたり、登録更新を拒否されて会社または支店に昇格させるように指導を受けることがある
出張ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- 香港進出の規模は相当程度限定される - 出張者の香港での活動によっては、日本本社が香港においてPEを有していると認定される可能性がある

PE課税 - PEの種類



PEの種類

香港のPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日港租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人 (**常習代理人**)



(日港租税条約第5条第5項)

3 建設PE

12ヵ月を超える期間存続する
建築工事現場、建設、もしくは据付工事



(日港租税条約第5条第3項)

MLI条約の署名：2022年9月1日に発効。

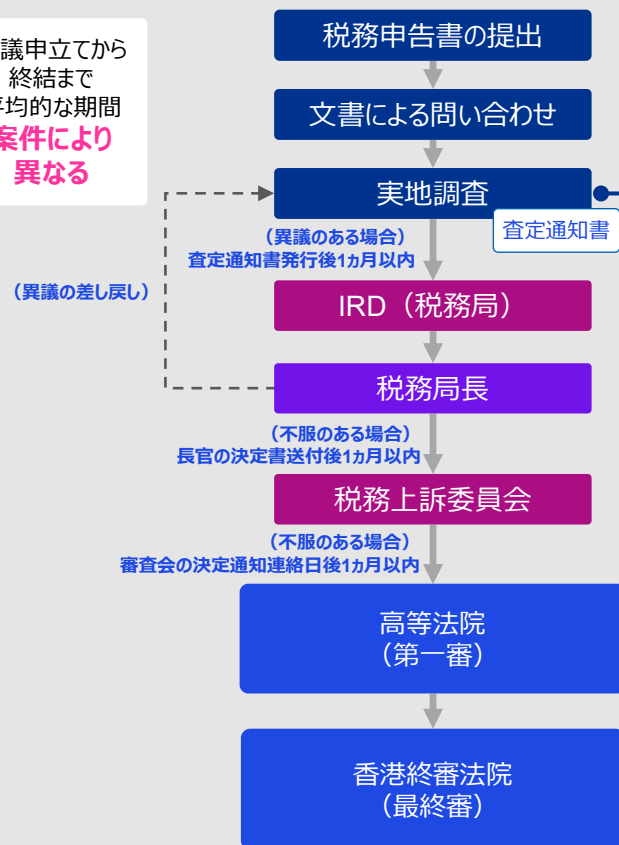
PEに関連するMLI条約の規定の適用：なし（該当規定を選択していない）

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続きおよびプロセス

異議申立てから
終結まで
平均的な期間
案件により
異なる



税務調査の執行上の特徴

①文書による事前問い合わせ

香港では、いきなり税務調査が行われることは稀であり、最初に税務代理人に対して文書による問い合わせが行われることが多い。

②税務調査の大まかな流れ

事前問い合わせの結果、違反の疑いがある場合は実地調査が行われる。文書による通知の後、初回面談が実施される。その後、調査のための資料提出の通知が発行され、通常1ヵ月以内に回答を行う必要がある。情報・資料収集、質疑応答ののち、追加の情報、資料の提出を指示。相違点について、合意に達した場合、最終的に納税者は査定通知書に署名を行う。平均的には調査の完了まで3～6ヵ月かかるのが一般的である。

③一般的な対象税目、対象期間：

通常は全税種類（主なものとして、企業所得税、移転価格税）に対する調査となる。

遡及期間：一般的な税務調査の対象期間は6年間。

脱税、納税拒否、税額搾取による税金の未納は、過少納付期限なしで追徴される。

紛争解決手続き

①税務紛争解決の概要

納税額に関する課税関係の異議については、IRDへの異議申し立てを経て、最終的に上訴することも可能である。

②異議申立てにあたっては、いったん税務当局の処分に従って、追加納税、ペナルティの納付を行う必要がある。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）



01

移転価格税制

論点：香港会社から日本や中国のグループ会社に対するアウトバウンドの支払い。特にロイヤリティ、ブランド使用料などについてIRDの調査の論点となることが多い。

対応策：下記の資料を整備する。

支払いの詳細な内訳明細、対価の根拠となる特許などの根拠資料、支払い相手の財務諸表や税務資料、ベンチマーク分析の結果。

02

IRDによる事前確認制度（APA）

論点：移転価格リスクを低減するためにAPAが有用。

対応策：

- ・ 香港内APA（一国間APA）申請が可能となった
- ・ 香港会社の場合、中国本土の製造会社から完成品を仕入れ、日本などの第3国に販売するケースが多くみられる。このような場合、二国間APAではなく、多国間APAが本質的な問題解決のために必要となる

03

香港オフショア受動的所得に係る免除制度の改正

論点：現行はオフショア受動的所得（配当、株式処分収益、利息、知的財産権の使用による所得）は、香港事業所得税の課税対象ではないが、改正後は香港で受領すれば、原則課税対象となり、経済的実体要件（配当、株式処分収益、利息のみ対象）、資本参加免税制度（配当、株式処分収益のみ対象）、ネクサス要件（知的財産権の使用による所得のみ対象）にかかる一定の条件を満たした場合のみ、対象オフショア受動的所得が免税となる。

対応策：経済的実体要件、資本参加免税制度、ネクサス要件にかかる「一定の条件」を事前に確認し、必要に応じ経済的実体や組織体制の見直しを行う。

香港の移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

香港における移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	16
LF／MFの概要	17
国別報告書の概要	18
香港における特有の事項およびホットトピック	
最近の移転価格調査におけるトピック	19
香港における移転価格調整金のトピック	20

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	2018年	
2. 関連者の定義	以下の条件のいずれかに該当する場合 (i) 企業と報告企業が同じグループのメンバーである（それぞれの親会社、子会社等がほかの企業と関連している場合） (ii) 一方の企業がほか方の企業の関連会社またはジョイント・ベンチャーである（または、ほか方の企業がメンバーであるグループのメンバーの関連会社またはジョイント・ベンチャーである） (iii) 両方の企業が、同一の第三者のジョイント・ベンチャーである (iv) 一方の企業が第三者のジョイント・ベンチャーであり、ほか方の企業がその第三者の関連会社である (v) ある企業が、報告企業または報告企業に関連する企業のいずれかの従業員のための退職給付制度である場合。もしくは、報告企業自身がそのような制度である場合、スポンサーである雇用主も報告企業の関連者である (vi) (a) で識別される人物によって支配または共同支配されている企業 (vii) (a) (i) で識別される人物が企業に対して重要な影響力を有しているか、企業（または企業の親会社）の主要な経営幹部の一員である企業 (b) で識別される人物が企業（または企業の親会社）の主要な経営幹部の一員である企業 (viii) 企業または企業が属するグループのメンバーが、報告企業または報告企業の親会社に経営に対し一定の影響力を有している場合	
3. 移転価格調査の時効	6年	
4. 独立企業間価格の算定方法	CUP／CP／RP／PS／TNMMが認められている。	
5. APA／MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 有り

LFの概要



ローカルファイル（LF）の概要

1. 作成義務対象者

以下の要件を満たす場合はLFの作成義務が免除される。

事業規模による免除要件：以下の3つの基準のうち2つに該当する場合

1. 年間収入400百万HKD以下
2. 総資産300百万HKD以下
3. 従業員100人以下

関連者取引金額による免除要件：以下すべての関連者間取引金額に該当する場合

1. 資産の譲渡の場合 220百万HKD
2. 金融取引の場合 110百万HKD
3. 無形資産の譲渡の場合 110百万HKD
4. そのほかの取引の場合 44百万HKD

2. 作成期限

事業年度終了の日から9ヵ月以内

3. 提出期限

香港当局より提出の要請があった場合に提出

4. 作成言語

英語ないし中国語

5. 罰則

LFを提出しなかった場合、5万HKDの罰金が科せられる。

MF／国別報告書の概要



マスターファイル（MF）の概要	
1. 作成義務対象者	LFと同様
2. 作成／提出期限	LFと同様
国別報告書の概要（セカンダリーファイリング※の場合のみ）	
1. 作成義務対象者	規定なし（前年度の売上高が68億HKDを超える香港居住の最終親会社については提出義務がある）
2. 提出期限／作成期限	事業年度終了の日から12ヵ月以内
3. 罰則	規定なし
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	事業年度終了の日から3ヵ月以内

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

最近の移転価格調査におけるトピック



移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

多国籍企業	多国籍企業グループに属しているか
グループの利益率	多国籍企業グループの利益率が高いか
移転価格分析について	納税者は企業全体を検証する包括検証を好むことが多いが、香港当局は取引セグメントごとに検証することを要求することが多い。
APAへの姿勢	香港当局は、APAやMAPが将来の税収の確保につながることから、税務紛争の解決においてAPA／MAPを推奨している。
その他	移転価格調査において、オフショアクレーム*を争点にした調査が増加している。 また、LFの提出要請も増加傾向にある。

*香港では属地的課税を採用しているため、一定の要件を満たす法人の所得は香港外の所得とみなされる仕組みのこと。

香港における移転価格調整金のトピック



香港における移転価格調整金について

- 一般に、事業活動の結果として、さまざまな要因により、企業の営業利益率等がTPポリシーのターゲットの範囲から逸脱する場合がある。香港においては、このようなケースで独立企業原則に則った利益配分を実現するために、事業年度末にTP調整を行うことが認められる
- TP調整が認められるための要件および論点は下記のとおり

書面による合意	取引前に、あらかじめ取引当事者間で、取引条件および取引価格に影響を及ぼすすべての要因について、書面により合意しておくことが望ましい。ただし、期中において契約の開始日を明記する形で遡及的な契約により対応することも可能である。
会計処理	香港にて提出される監査済財務諸表に移転価格調整金を計上する必要がある。
論点	• 香港側で利益の減算が発生した場合、税務上の損金算入に関する議論が発生する • 移転価格調整金の導入により香港法人の利益率が大きく低下した場合、過年度の損益に対する調査リスクが発生する可能性がある

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任および義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.